

## 東浦町移住支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東浦町内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とする東浦町移住支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領（以下「県要領」という。）第5の1（1）に規定する要件を満たす者とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、2名以上の世帯の申請にあっては100万円（18歳未満の世帯員を帶同して移住した場合にあっては、その額に18歳未満の者一人につき100万円を加算した額）とし、単身の申請にあっては60万円とする。

### (交付の申請、支給の決定等)

第4条 前条に定めるもののほか、補助金の交付の申請、支給の決定等については、県要領第5の1（2）から（6）までのとおりとする。

### (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月18日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前に転入した者については、この要綱による改正後の東浦町移住支援事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に転入した者については、この要綱による改正後の東浦町移住支援事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。